

中小・小規模企業の資金繰りを支援します!

2009年12月15日 条件変更対応保証制度 開始

これまで公的金融とお取引のない方でも、
信用保証協会による返済負担軽減支援を受けられるようになります。

制度概要

- (1)保証割合 40%
- (2)保証期間 延長含め、最長3年
- (3)保証料 2.20%
- (4)保証限度額 2億8,000万円(8,000万円越の無担保保証も相談可)
- (5)ご利用に際しては、金融機関とともに、経営改善計画・返済計画を立てていただくことになります。

本制度は、原則として(注1)、公的金融(日本公庫、商工中金、信用保証協会)を現在利用されていない中小企業者の方々が対象です。具体的にどのようなケースで利用できるのか、他の制度は利用できないのか等、ご不明な点があれば、保証協会や経済産業局・中小企業庁までお問い合わせ下さい。

(注1)公的金融の利用が一時的なものや少額にとどまるものなど、実質的に公的金融を利用していないと同様に認められる場合を含むことを指します。

(注2)本制度を利用される場合には、平成23年3月31日までにお手続きいただく必要があるのご注意ください。

お問い合わせ先 中小企業庁金融課 電話03-3501-6280/東北経済産業局産業部中小企業課 電話022-221-4922
又は最寄の保証協会まで

会員募集

はたらく皆さんのための充実した
福利厚生制度をご活用下さい。

自分を深める
講座・セミナーなど、
みんなの交流の場を
提供します。

みなさんが
参加できる多彩な
レクリエーションを
提供しています。

小さくても
大きなゆとり

ナイスサポートが応援します

健康診断、
スポーツ施設などの
割引き幹旋で
みなさんの健康を
守ります。

祝金、見舞金などの
共済給付金で
みなさんの生活を
大きく支えます。

お問い合わせ・入会申し込みは

ナイスサポート

(社)山形市勤労者福祉サービスセンター

TEL 023-647-7122 FAX 023-647-7133

〒990-2477 山形市長苗代61番地 山形市スポーツ会館内